

最終処分事業に係る年表

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
1956	<u>原子力委員会が「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を策定（9 月）</u> ・使用済燃料の再処理に伴って副生する放射性廃棄物の処理方式について、原子力研究所が中心となって研究を行うことが定められた		
1957			<u>米国科学アカデミー報告書</u> ・地層処分の概念を初めて提示
1962	<u>廃棄物処理専門部会が中間報告書を原子力委員会へ提出（4 月）</u> ・高レベル放射性廃棄物処分の検討開始		
1966	日本初の商業用原子炉である東海発電所が運転を開始		
1975			<u>ロンドン条約 発効（8 月）</u> ・海洋汚染の防止を目的に、全ての廃棄物の海洋投棄を国際的に規制
1976	<u>原子力委員会が「放射性廃棄物対策について」を策定（10 月）</u> ・原子力委員会が処分方法の調査研究を進めるにあたって当面地層処分に重点を置くことを決定 ・動力炉・核燃料開発事業団〔現 日本原子力研究開発機構（JAEA）〕が地層処分の研究開始		
1977			OECD/NEA 報告書 ・安定した地層に閉じ込めることが、現時点において、最も優れた解決方法であるとした ドイツで処分場候補地として政府が提案したゴアレーベンにおいて探査活動を開始（7 月）
1978	<u>原子力委員会が「原子力研究開発利用長期計画」を策定（9 月）</u> ・高レベル放射性廃棄物については、安定な形態に固化処理した上で一時貯蔵し、処分すること、また最終処分の方法としては地層処分に重点を置き、調査研究を進め、処分方法の方向づけを行うことを定めた		
1979	原子力委員会に放射性廃棄物対策専門部会を設置（1 月）		
1982			OECD/NEA 報告書 ・将来世代に対する責任の観点を含めた、高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討がなされた 米国で連邦議会が放射性廃棄物政策法において高レベル放射性廃棄物を地層処分する方針を決定（12 月）
1983			<u>米国科学アカデミー報告書</u> ・地層処分を科学的に評価 フィンランドで地層処分の方針を決定、サイト選定を開始
1987	<u>原子力委員会が「原子力開発利用長期計画」を策定（6 月）</u> ・深地層中に処分することを基本的な方針とした		

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
1991	高レベル放射性廃棄物対策推進協議会設置（10 月）		
1992	動力炉・核燃料開発事業団〔現 JAEA〕が研究開発成果「第 1 次取りまとめ」を公表（9 月） ・日本における地層処分の技術的可能性を示した		
1993			ロンドン条約 改正 ・放射性廃棄物の海洋投棄が全面禁止された
1994	原子力委員会が「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を改定（6 月） ・高レベル放射性廃棄物の処分プロセスの基本的な方針が定められた ・処分事業の実施主体は 2000 年を目安に設立することが適当とされた		
1995	日本原燃株式会社が「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」を操業開始（4 月） ・海外から返還されたガラス固化体の保管開始 高レベル放射性廃棄物処分懇談会設置（9 月） ・高レベル放射性廃棄物処分の進め方を議論		OECD/NEA 報告書 ・現世代の責任で地層処分を実施することが最も好ましいとした スウェーデンで地層処分におけるサイト選定プロセスが承認（5 月）
1996	核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が超深地層研究所計画に基づき研究を開始 ・岐阜県瑞浪市において、結晶質岩を対象とした地質環境の評価のための体系的な調査・解析・評価技術の基盤の整備と、深地層における工学技術の基盤の整備を目的とした地層科学研究を開始		
1998	高レベル放射性廃棄物処分懇談会が「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」を報告（5 月） （主な内容） ・処分事業を進めるためには、広く国民各層の間にこの問題について議論が行われ、認識が広がることが必要 ・処分事業は民間を主体とし、国は外部から監督を行う ・処分候補地の選定は公募方式とともに、申入方式も考えることが必要		
1999	核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が研究開発成果「第 2 次取りまとめ」を公表（11 月） ・日本における地層処分の技術的実現可能性と、地層処分を事業化の段階に進めるための技術的拠り所を示した		米国の WIPP において TRU 廃棄物処分開始（3 月） ドイツで政策見直しにより処分地探査活動計画の 10 年の凍結が決定（10 月）
2000	電気事業連合会・核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が「TRU 廃棄物処分概念検討書」(第 1 次 TRU レポート)を公表（3 月） ・TRU 廃棄物について、適切な地質環境条件を有する地下深部の安定な地層中に、廃棄物の特性に応じた人工バリアを設計試行することにより処分の長期的な安全性を確保し得る見通しを示した 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」制定（5 月） 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」閣議決定（9 月） 原子力環境整備促進・資金管理センターが電力会社から納付された処	原子力発電環境整備機構〔NUMO〕設立（10 月） ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき設立	

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
	分にかかわる費用（約 0.2 円/kWh）の積立・運用開始（11 月）		
2001	核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が「深地層研究所（仮称）計画」に基づき研究を開始（3 月） ・北海道幌延町において、堆積岩を対象として地層科学研究及び地層処分研究開発を実施	国内外の学識経験者・有識者から助言を得るための「技術アドバイザリー国内委員会」及び「技術アドバイザリー国際委員会」を設置（6 月） 「特定放射性廃棄物処分の概要調査地区等の選定手順の基本的考え方」を公表（10 月）	米国科学アカデミー報告書 ・地層処分は唯一の長期的な処分方法であり、処分地は段階的かつ透明な意思決定プロセスを経て決定すべきとした フィンランドでオルキオを最終処分地とすることを承認（5 月）
2002	核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が瑞浪超深地層研究所造成工事着工（7 月） ・「超深地層研究所計画」に基づき、地下研究施設を整備	「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域の公募関係資料」を公表（12 月） ・調査区域の公募開始	米国で連邦議会がネバダ州ユッカマウンテンを最終処分地に決定（7 月）
2003	核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が幌延深地層研究センター地下研究施設の用地造成工事着工（7 月） ・「幌延深地層研究計画」に基づき、地下研究施設を整備 「エネルギー基本計画」閣議決定（10 月） ・エネルギー政策基本法に基づき初めて策定された、長期的なエネルギー政策の指針。最終処分については、関係住民の理解と協力を得るため情報公開を徹底し、透明性を確保しつつ、処分地の選定・最終処分施設の建設に向けた努力を行うこととした		
2004		「公募関係資料」の技術的な説明資料（技術報告書）を公表（5月、6月） ・「概要調査地区選定上の考慮事項の背景と技術的根拠」 ・「高レベル放射性廃棄物地層処分の技術と安全性」	フィンランドで地下調査施設建設開始（6 月）
2005	地層処分基盤研究開発調整会議設置（7 月） ・国の関係研究機関による地層処分の基盤的な研究開発について、効果的かつ効率的に推進するための調整を継続的に実施することを目的に設置 電気事業連合会・核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕が「TRU 廃棄物処分技術検討書－第 2 次 TRU 廃棄物処分研究開発取りまとめ－」を公表（9 月） ・TRU 廃棄物の地層処分について、技術的信頼性及び安全性の見通しが示された 「原子力政策大綱」閣議決定（10 月） ・原子力の研究、開発及び利用に関する長期の計画 ・地層処分事業については、処分場の選定に向けて NUMO、国及び電気事業者等が適切な役割分担の下、全国の電気消費者の理解と協力が得られるよう取組を強化すべきであり、研究開発についても、NUMO、国及び研究開発機関等で総合的、計画的かつ効率的に進められるよう連携・協力するべきとした		スイスで「監視付長期地層処分」の方針を法律で明確化（2 月）
2006	資源エネルギー庁・JAEA が「高レベル放射性廃棄物の地層処分基盤研究開発に関する全体計画」を策定（12 月）		フランスで「可逆性のある地層処分」を基本方針として決定（6 月） イギリスで高レベル放射性廃棄物等を地層処分する方針が決定（10 月）

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
2007	高知県東洋町が文献調査応募（1 月） 高知県東洋町が応募取り下げ（4 月） 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」改正（6 月） ・TRU 廃棄物のうち半減期の長い放射性核種が一定量以上含まれるものを、地層処分の対象に追加 <u>放射性廃棄物小委員会が「中間とりまとめ」を公表（11 月）</u> ・東洋町等の反省を踏まえ、最終処分事業に対する国民全般や地域住民の理解を十分に得て、文献調査を開始するための取組の強化策(広聴・広報活動の充実、地域広報の充実、国からの文献調査の実施の申入れ、地域振興構想の提示、国民理解に資する研究開発及び国際連携の推進 等)を取りまとめた		カナダで最終的に地層処分を目指す「適応性のある段階的管理」が国家方針として決定（6 月）
2008	<u>「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」改定（3 月）</u> ・前年度法改正を受けて TRU 廃棄物に関する規定を追加	<u>「特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画」を策定（4 月）</u> ・TRU 廃棄物等を処分事業の対象に追加	米国で DOE が処分場建設許可申請（6 月） イギリスで処分地選定プロセスに関心を示す自治体の募集を開始（6 月） スイスで処分場の 3 つの地質学的候補エリアが提案、サイト選定を開始（10 月）
2009			スウェーデンでフォルスマルクを最終処分地として選定（6 月） 米国でユッカマウンテン計画の中止方針を決定
2010		<u>「安全確保構想 2009」を公表（3 月）</u>	フランスで処分場候補サイトを了承、調査開始（3 月） カナダでサイト選定手続きを公表、サイト選定開始（5 月）
2011	東北地方太平洋沖地震の発生と、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（3 月）	<u>技術報告書「地層処分事業の安全確保（2010 年度版）～確かな技術による安全な地層処分の実現のために～」を公表（9 月）</u> ・地層処分を支える技術の整備状況を取りまとめた より効果的な理解活動を展開していくため、外部有識者からなる「広聴・広報アドバイザー委員会」を設置（12 月）	スウェーデンで処分場の立地・建設許可申請（3 月） ロシアで高レベル放射性廃棄物等の地層処分を定めた放射性廃棄物管理法が制定（7 月） スイスで連邦評議会が 3 つの地質学的候補エリアの提案を承認（11 月） ドイツで新たなサイト選定の実施が合意（12 月）
2012	<u>日本学術会議が「高レベル放射性廃棄物の処分について」を公表（9 月）</u> ・高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方に関する提言	年度ごとの技術開発成果を取りまとめた技術年報及び技術開発年度計画書の公表を開始	フィンランドで処分場建設許可申請を提出（12 月）

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
2013	<u>地層処分基盤研究開発調整会議が「地層処分基盤研究開発に関する全体計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」を公表（3 月）</u> ・地層処分に関する国の基盤研究開発全体計画 ・東北地方太平洋沖地震の発生と東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故における教訓、原子力委員会の見解を考慮し策定 <u>第 1 回放射性廃棄物 WG（7 月）</u> ・高レベル放射性廃棄物等に関し、最終処分のあり方、進め方について審議を行うことを目的に設立 <u>第 1 回地層処分技術 WG（10 月）</u> ・地質環境に関して第 2 次取りまとめを踏まえた評価を行い、今後の研究課題を明らかにすることを目的に設立 <u>第 1 回最終処分関係閣僚会議（12 月）</u> ・高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題について、将来世代に負担を先送りせず、国が前面に立って取り組むべく、関係行政機関の緊密な連携の下、政府としての新たな取組方針を総合的に検討	<u>「地層処分事業の技術開発計画－概要調査段階及び精密調査段階に向けた技術開発」（中期技術開発計画）を策定（6 月）</u>	米国で DOE が「使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物の管理・処分戦略」を公表（1 月） イギリスで処分場選定プロセスへ関心を表明した 2 自治体が選定プロセスから撤退（1 月） ドイツで新たなサイト選定手続きを定める法律が成立（7 月）
2014	<u>JAEA の瑞浪超深地層研究所において、深度 500m ステージの水平坑道の掘削が終了（2 月）</u> <u>放射性廃棄物 WG が「中間とりまとめ」を公表（5 月）</u> （主な内容） ・地層処分に可逆性・回収可能性を担保する方針を、最終処分制度の枠組みの中で明確に位置づけるべき ・国は、科学的により適性の高い地域を示し、立地への理解を求めるべき ・NUMO の組織としてのガバナンス強化、目的意識を持った組織への変革が求められていることをしっかりと自覚し、抜本的な改善策を改めて検討し、講じていくべき <u>地層処分技術 WG が中間とりまとめ「最新の科学的知見に基づく地層処分技術の再評価」を公表（5 月）</u> ・地質環境特性及び地質環境の長期安定性について第 2 次取りまとめ以降の最新の科学的知見を反映し、技術的信頼性を再評価	NUMO の事業運営体制を強化、刷新（7 月） ・組織ガバナンスを強化 「業務の適正を確保するための体制」を理事会決議（10 月） ・経営理念を策定	フランスで地層処分プロジェクト継続計画を公表（5 月） イギリスで新たなサイト選定プロセスが公表（7 月）
2015	<u>日本学術会議が「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言－国民的合意形成に向けた暫定保管」を公表（4 月）</u> ・2012 年に提示した提言「高レベル放射性廃棄物の処分について」を政府等が政策等に反映しやすくすることを目的とした、技術と社会の総合的視点からなる、より具体的な提言	対話活動評価委員会による事業の個別評価開始（4 月） 技術開発評価委員会による事業の個別評価開始（4 月） 技術アドバイザリー国内委員会と技術アドバイザリー国際委員会の統合（11 月）	フィンランドで政府が処分場建設を許可（11 月）

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
	<u>「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定（5 月）</u> （主な内容） ・国による科学的有望地の提示 ・文献調査の応募方法に、国からの申入れの追加 ・国民の理解を深める学習機会の提供 ・関係住民の理解を深めるための「対話の場」設置支援 ・回収可能性に関する研究開発 <u>第 5 回最終処分関係閣僚会議（12 月）</u> ・2016 年中に科学的有望地の提示を目指すとした		
2016		<u>「中期事業目標」を策定（9 月）</u> ・最初の中期事業期間（科学的有望地に関するマップの提示から文献調査の円滑な実施まで）の取組目標を設定	フィンランドで処分場建設を開始（12 月）
2017	<u>地層処分技術 WG が「地層処分に関する地域の科学的な特性の提示に係る要件・基準の検討結果」を取りまとめ（4 月）</u> <u>「地層処分基盤研究開発調整会議」を「地層処分研究開発調整会議」として改組（5 月）</u> ・国及び関係研究機関による基盤研究開発と NUMO が実施する技術開発計画とを一体化 <u>科学的特性マップ公表（7 月）</u> ・地層処分に関係する地域の科学的特性を、既存の全国データに基づき一定の要件・基準に従って客観的に整理し、全国地図の形で提示	<u>科学的特性マップに関する意見交換会募集に関する不適切事案発生（11 月）</u>	米国でユッカマウンテン計画継続の方針（1 月） ドイツで新たなサイト選定手続きが開始（9 月）
2018	<u>地層処分研究開発調整会議が「地層処分研究開発に関する全体計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を公表（3 月）</u> ・地層処分に関する研究開発について、平成 30 年度以降の次期 5 か年の全体計画を策定。計画策定を NUMO が主導 <u>「第 5 次エネルギー基本計画」閣議決定（7 月）</u> ・高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組の抜本強化により、複数の地域による処分地選定調査の受入れを目指す ・対話活動及び研究開発体制を強化	<u>意見交換会の参加者募集に関する不適切事案を踏まえた再発防止策策定（1 月）</u> <u>対話活動改革アクションプランを公表（3 月）</u> ・意見交換会等に関する不適切な参加者募集事案に関し、評議員会及び対話活動評価委員会から受領した提言等を踏まえた、NUMO の対話活動の改善に向けた取り組み案を公表 <u>「中期人材確保・育成方針」を策定（6 月）</u> <u>「包括的技術報告書：わが国における安全な地層処分の実現 ―適切なサイト選定に向けたセーフティケースの構築―（レビュー版）」を公表（11 月）</u> <u>「地層処分事業の技術開発計画（2018 年度～2022 年度）」を策定（6 月）</u>	中国で高レベル放射性廃棄物を地層処分することを条文に盛り込んだ「原子力安全法」が施行（1 月） ロシアで地下研究所の建設を開始（4 月） イギリスで新たなサイト選定プロセスが開始（12 月）

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
2019		<u>「包括的技術報告：わが国における安全な地層処分の実現」(レビュー版) に関する外部専門家向け説明会を開催 (5 月)</u> ・地層処分に関連する幅広い分野の専門家の方々に成果を共有 <u>日本原子力学会による「包括的技術報告書」(NUMO セーフティケース) の技術的レビューが完了 (12 月)</u> ・第三者の立場からの評価によって技術的な信頼性を確認	スイスで 3 地域の現地調査を開始 (4 月)
2020	<u>JAEA が瑞浪超深地層研究所の研究坑道の埋め戻しを開始 (2 月)</u> <u>JAEA が瑞浪超深地層研究所での研究を終了 (3 月)</u> 北海道寿都町が文献調査応募 (10 月) 北海道神恵内村が国による文献調査申入れ受諾 (10 月)	<u>「地層処分事業の技術開発計画 (2018 年度～2022 年度)」を改訂 (8 月)</u> <u>北海道寿都町及び神恵内村で文献調査開始 (11 月)</u>	<u>OECD/NEA が「ハイレベル政府代表からの国際協力に関するメッセージ」を公表 (8 月)</u> (主な内容) ・最終処分に関する国際連携強化 ・立地を目指した対話活動における各国の経験・知見・ベストプラクティスの共有 ・各国の地下研究施設の国際共同利用等による研究開発協力 ドイツで地質学的な基準・要件を満たす区域を示したマップが公表 (9 月) スウェーデンのエストハンマル自治体議会が使用済燃料処分場の受入れを議決 (10 月)
2021	<u>「第 6 次エネルギー基本計画」閣議決定 (10 月)</u> (主な内容) ・調査に当たっては、「対話の場」等のあらゆる機会を通じ、地域の声を踏まえつつ、周辺市町村等も含めた対話活動を推進 ・引き続き、地域の理解と協力を得ながら、対話活動を積極的に実施 ・地層処分の技術的信頼性に関する専門的な評価が国民に十分には共有されていない状況の解消が重要であるため、総合的、計画的かつ効率的に技術開発を着実に推進	<u>「包括的技術報告書」(NUMO セーフティケース) を公表 (2 月)</u> ・核燃料サイクル開発機構〔現 JAEA〕による第 2 次取りまとめ以降の最新の技術開発成果を統合し、我が国において安全な地層処分を実現するための方法を提示 <u>「NUMO 寿都交流センター」、「NUMO 神恵内交流センター」、「札幌事務所」を開設 (3 月)</u> <u>北海道寿都町にて、「対話の場」(第 1 回)を開催 (4 月)</u> <u>北海道神恵内村にて、「対話の場」(第 1 回)を開催 (4 月)</u> <u>「地層処分技術オンライン説明会 (改訂した「包括的技術報告書」)」を開催 (5 月～6 月)</u> ・包括的技術報告書を、総論と地層処分技術の主要 3 テーマに分けて 2 回シリーズで紹介	米国で使用済燃料の中間貯蔵施設サイト選定計画を再始動 (6 月) 中国で候補地の 1 つである北山にて地下研究所の建設プロジェクトを開始 (6 月) フィンランドで処分場操業許可を申請 (12 月)
2022	JAEA が瑞浪超深地層研究所の研究坑道埋め戻し及び地上施設の撤去完了 (1 月) <u>原子力規制委員会が「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」を決定 (8 月)</u> ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定 (2015 年) を受けて審議・決定		スウェーデンで処分場建設許可を条件付で発給 (1 月) スイスで北部レゲレンを候補地として提案 (9 月) ベルギーで高レベル及び長寿命の放射性廃棄物の地層処分方針が法制化 (12 月)

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
2023	<u>「GX 実現に向けた基本方針」閣議決定（2 月）</u> ・文献調査受入自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、NUMO の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申入れ等の具体化を進めることを定めた <u>地層処分研究開発調整会議が「地層処分研究開発に関する全体計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」を公表（3 月）</u> <u>「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定（4 月）</u> （主な内容） ・国、NUMO 及び発電用原子炉設置者等が連携して全国の地方公共団体等を個別に訪問する活動を強化 ・NUMO が地方公共団体及び関係住民の声を従来以上に丁寧に聞く相互理解促進活動を強化 <u>第 1 回特定放射性廃棄物小委員会（10 月）</u> ・基本方針の改定を踏まえ、今後拡大する最終処分の検討課題に対応することを目的に、放射性廃棄物 WG を廃止し、特定放射性廃棄物小委員会を設置 <u>「文献調査段階の評価の考え方」公表（11 月）</u> ・最終処分法で定められた要件、技術的観点、経済社会的観点の 3 つの視点から、文献調査の結果を評価し、概要調査地区の選定に資するための指針	<u>OECD/NEA の国際レビューチームが NUMO の「包括的技術報告書」に関するレビュー結果を公表（1 月）</u> <u>日本原子力学会バックエンド部会 2022 年度「業績賞」を受賞（3 月）</u> <u>幌延国際共同プロジェクトの協定書へ署名（4 月）</u> ・幌延深地層研究センターの地下坑道を活用した研究開発への参加と諸外国の関係機関との議論を通して、技術力向上及び人材育成を図る <u>地層処分技術オンライン説明会『包括的技術報告書の OECD/NEA 国際レビューと今後の展望』を開催（6 月）</u> ・NUMO の「包括的技術報告書」に関する OECD/NEA による国際レビューの結果と、それを受けた NUMO の今後の取組を紹介	フランスで地層処分場の設置許認可を申請（1 月）
2024	<u>第 1 回特定放射性廃棄物小委員会地層処分技術 WG（2 月）</u> 佐賀県玄海町が国による文献調査申入れ受諾（5 月） <u>日本原子力学会が「語彙基盤（地層処分の言葉）」を公表（9 月）</u> ・地層処分で使用される用語の定義を明確化	<u>「地層処分事業の技術開発計画（2023 年度～2027 年度）－中期技術開発計画－」を策定（2 月）</u> <u>佐賀県玄海町で文献調査開始（6 月）</u> <u>北海道寿都町及び神恵内村における文献調査の報告書等を寿都町長・神恵内村長・北海道知事に送付（11 月）</u> <u>オンライン講演会「地層処分事業の推進と安全コミュニケーションにおける世代を超えた挑戦」を開催（11 月）</u>	フィンランドで処分場の試験操業開始（8 月） スウェーデンで土地・環境裁判所が処分場に許可を発給（10 月） スイスで最初の許認可手続きとなる概要承認申請（11 月） カナダで WLON-イグナス・エリアを処分地として選定（11 月）
2025	<u>「第 7 次エネルギー基本計画」閣議決定（2 月）</u> ・最新の科学的知見を踏まえた専門家による評価を通じ、我が国における地層処分の技術的実現可能性を改めて確認 ・文献調査や概要調査の実施そのものが、地層処分事業に関する議論を深める契機となるとの考え方を明記 <u>JAEA の幌延深地層研究センターにおいて、深度 500m 調査坑道の掘削が完了（9 月）</u>	<u>「あなたと一緒に地層処分を考えるシンポジウム 2025」を開催（2 月）</u> <u>「NUMO 玄海交流センター」を開設（4 月）</u> <u>佐賀県玄海町で「対話を行う場」（第 1 回）を開催（4 月）</u> <u>「地層処分技術を考えるシンポジウム 2025」を開催（9 月）</u>	スウェーデンで地上施設の建設開始（1 月） 韓国で「高レベル放射性廃棄物管理特別法」が制定（3 月）

年	日本国内の主な動き	NUMO の主な取組	海外の主な動き
2026	<u>国から全国の都道府県知事に対し、原子力利用に伴う課題の解決に向けた協力をお願いする旨のレターを発出（1 月）</u> 東京都小笠原村が、国による南鳥島を対象とした文献調査申入れを受諾（4 月） <u>「今後の原子力政策の方向性と行動指針」閣議決定（7 月）</u> ・処分地の選定に向けた調査について、地元発意によるプロセスのみならず、国の責任で地域に申入れを行っていく方針を明確化	<u>南鳥島（東京都小笠原村）で文献調査開始（5 月）</u>	